

鳥取縣公報

第 千 九 十 七 號

昭 和 十 五 年 一 月 十 九 日

金 曜 日

本 書 ノ 大 キ サ 國 定 規 格 A5 判

告 示

◆鳥取縣告示第十八號

市(町、村)常會規約準則及部落(町内)常會規約準則左ノ通定ム

昭和十五年一月十九日

鳥取縣知事

副

見

番

雄

市(町、村)常會規約準則

- 第一條 本市(町、村)ニ何市(町、村)常會ヲ設ク
- 第二條 本常會員ハ市(町、村)會議員、町總代、町内(又ハ部落)常會司會者、區長、學校長、各種ノ團體長及委員警察官吏其他學識經驗アルモノノ中ヨリ市(町、村)長之ヲ委囑ス
- 第三條 本常會ハ町内常會、(部落常會)ノ共通の申合實踐要項ヲ調査審議スルモノトス
- 第四條 本常會ハ毎月何日何時定例ニ開會ス但シ緊急ノ場合ハ臨時ニ開會スルコトアルベシ
- 第五條 本會ノ開閉及司會ハ市(町、村)長又ハ其ノ代理者之ヲ行フ

部落、(町内)常會規約準則

- 第一條 本部落(町内)ニ何部落(町内)常會ヲ設ク
- 第二條 本常會ハ本部落(町内)住民ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 本常會ハ國是ヲ体認シ忠良ナル皇國民善良ナル公民タルノ生活ヲ具現スル爲必要事項ヲ申合セ實踐スルモノトス
- 第四條 本常會ハ毎月何日何時定例ニ開會ス但シ緊急ノ場合ハ臨時ニ開會スルコトアルベシ
- 第五條 本常會ノ司會ハ區長、町總代(農事實行組合長等)又ハ其ノ代理者之ヲ爲ス
- 第六條 常會員ハ集會ノ都度一戸一人以上出席スルモノトス
- 第七條 必要ニ應ジ別ニ婦人ノミニ集會ヲ開クモノトス
- 第八條 本常會ハ(市町)村長、學校長、各種團體長又ハ其ノ代理者ノ指導ヲ受クルモノトス

鳥取縣告示第十九號

鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章左ノ通返納並交付セリ

昭和十五年一月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

區分	年 月 日	番號	所 屬 應 名	職 名	氏 名
返納	昭和十五年一月八日	八三	氣高郡勝谷村役場	書記	奏 源 吉

交付 同 又三 同 薄 墨 長 壽

鳥取縣告示第二十號

鳥取縣傷痍軍人雇傭委員會規程左ノ通定ム

昭和十五年一月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣傷痍軍人雇傭委員會規程

- 第一條 本委員會ハ鳥取縣傷痍軍人雇傭委員會ト稱ス
- 第二條 本委員會ハ傷痍軍人ノ雇傭ニ關スル重要事項ヲ協議シテ其ノ促進並ニ之ガ實行ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本委員會ハ前條ノ目的達成ノ爲メ概ネ左ノ事項ヲ調査協議スルモノトス
 - (一) 傷痍軍人ノ雇傭ニ關スル事項
 - (二) 傷痍軍人ノ就職後ノ輔導ニ關スル事項
 - (三) 傷痍軍人ノ賃銀其ノ他ノ待遇ニ關スル事項
 - (四) 傷痍軍人ノ解雇ニ關スル事項
 - (五) 管内同種委員會トノ聯絡ニ關スル事項
 - (六) 其他傷痍軍人ノ雇傭上必要ナル事項
- 第四條 本委員會ハ會長、副會長二名及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 會長ハ知事ヲ以テ之ニ充テ副會長ハ一名ハ學務部長ヲ以テシ他ハ關係主要事業主團體ノ代表者又ハ主要ナル事業主ノ委員中ヨリ之ヲ委囑ス

(一) 委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ知事之ヲ命シ又ハ委囑ス
關係主要事業主團體ノ代表者
主要ナル事業主

傷痍軍人

關係官公吏

(四) 其他學識經驗アル者

(五) 第六條 會長ハ本委員會ヲ總理ス

會長專故アルトキハ知事ノ指名スル副會長、會長副會長共ニ專故アルトキハ知事ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第七條 本委員會ニ幹事若干名ヲ置キ知事之ヲ命ス
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第八條 本委員會ニ書記若干名ヲ置キ知事之ヲ命ス
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九條 幹事中若干名ヲ常任ト爲スコトヲ得

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第二十一號

頭郡國中村ニ負債整理委員會ヲ設置シ委員ノ定數ヲ六名ト定メ左ノ者ヲ委員ニ任命セリ

昭和十五年一月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

上 島 正 實 平 木 豊 藏 今 島 親 義

三 木 治 已 猪 本 辰 藏 山 本 時 太 郎

鳥取縣告示第二十二號

鳥取縣蠶業取締所ニ於テ左記ニ依リ女子蠶種検査吏員養成講習ヲ開催ス、希望者ハ別記様式ニ依ル講習願ニ履歷書並戸籍抄本添付所轄蠶業取締所支所ヲ經由シ提出スベシ

昭和十五年一月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 募集人員 約 十五 名

二 資 格

(一) 十六歳以上二十歳未滿ノ女子

(二) 品行方正身體強健ニシテ視力ニ妨グナキモノ

(三) 高等小學校卒業若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ

三 出願期限 昭和十五年一月二十八日

四 採用試験 昭和十五年一月二十九日午前九時

01019

- 五 試驗科目 口頭試問
- 六 受驗場所 鳥取市栗谷町蠶業取締所鳥取支所
東伯郡倉吉町同 倉吉支所
米子市立町 同 米子支所
- 七 講習場所 米子市立町 蠶業取締所米子支所
- 八 講習期間 昭和十五年二月一日ヨリ三箇月間
- 九 講習修了者ニハ修業證書ヲ交付ス
- 十 其ノ他詳細ハ蠶業取締所支所ニ付照合スベシ

(別記様式)

講習願

私儀

蠶種検査吏員講習相受度候間御許可相成度別紙履歴書並戸抄本相添へ此段相願候

年 月 日 現住所

戸主又ハ戸主トノ續柄

氏

年 月 日

名 生 名

名 生 名

印

印

知事宛

保 證 人

氏

名 生 名

印

01020

(別紙)

履 歴 書

本 籍 現住所

族 籍 氏

年 月 日 生 名

一 學 業
一 業 務
一 賞 罰
右之通相違無之候也

右

氏

名

印

鳥取縣告示第二十三號

鳥取縣商工更生委員規程第三條ニ依ル商工地區、商工更生委員定數左ノ通定ム

昭和十五年一月十九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

商 工 地 區	商 工 更 生 委 員 數	區 域	備 考
			連 絡 事 務 所

01021

鳥取地區	二五	鳥取市	鳥取市產業奉仕委員事務所
米子地區	二五	米子市	米子市同
倉吉地區	一五	倉吉町	倉吉町同
岩美地區	二〇	岩美郡	岩美郡同
八頭地區	三九	八頭郡	八頭郡同
氣高地區	二七	氣高郡	氣高郡同
東伯地區	五〇	東伯郡(除倉吉町)	東伯郡同
西伯地區	五六	西伯郡	西伯郡同
日野地區	二二	日野郡	日野郡同

01022

鳥取縣告示第二十四號
產婆名簿登錄訂正者左ノ如シ
昭和十五年一月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 鳥取縣鳥取市上町八九番地
昭和十四年十二月二十六日附住所並開業地變更ニ依リ產婆名簿登錄事項訂正方出願ニ對シ昭和十五年一月八日訂正
西 垣 章

住所 鳥取縣鳥取市今町二丁目二十四番地ノ一
昭和十四年十二月二十一日住所並開業地變更ニ依リ產婆名簿登錄事項訂正方出願ニ對シ昭和十五年一月十日訂正
前 田 ぶ さ

鳥取縣告示第二十五號
健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
昭和十五年一月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所在地並名稱 無効トナリタル被保險者證交付年月日 無効トナル年月日
記號 一 番號

鳥ひ	四七二	山崎 統 祥	鳥取市東品治町 日ノ丸自動車株式會社	一三、三、二五	一四、九、二八
東なれ	一二	幸山 長 春	東伯郡倉吉町 中野鐵工所	一四、四、一七	一四、二、二
西ま	一四	堀田 幸 平	西伯郡上道村 増谷合名會社	一三、九、一七	一五、一、八
鳥ひ	五〇一	高橋 正 弘	鳥取市東品治町 日ノ丸自動車株式會社	一三、六、一	一四、一〇、一七
同	四九三	民野 太 郎	同	一三、五、一一	一四、一一、一五
鳥とう	二五	木下 秀 美	鳥取市東品治町 株式鳥取製材所	一四、五、二三	一四、一一、三〇
日しい	一六	徳岡 廣 士	日野郡江尾村 白石貨物自動車	一四、五、四	一四、六、一八
同	一七	岩田 正 同	同	一四、五、四	一四、八、二三

鳥取縣告示第二十六號

昭和十二年十一月鳥取縣令第四十九號「トラホー」豫防法施行細則第三條ニ基キ左ノ、日時、

場所ニ於テ「トラホーム」檢診ヲ行ス
昭和十五年一月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

郡名	日	時	區	域	檢診ノ場所	檢診ヲ受クベキ者
西	昭和十五年自一月二十五日	午前九時	逢坂村、御來屋町 名和村、光徳村	御來屋 尋常小學校	昭和十五年度ニ於テ徴兵檢査ヲ受クベキ者及昭和十四年度ノ徴兵檢査ノ際「トラホーム」其ノ他ノ疾病アリタル者及理髮營業者並從業者	
伯	同	同	大山村、庄内村 所子村	所子村 精華 尋常小學校	同	
郡	同	同	宇田川村、高麗村 大和村、淀江町	淀江 尋常小學校	同	
市郡名	日	時	縣村、春日村 大高村、巖村	大高村 尋常小學校 尾高 高等小學校	同	
米子市	昭和十五年自二月十三日	午前九時	米子市一部 彦名村、日吉津村	米子市 青年學校	昭和十五年度ニ於テ徴兵檢査ヲ受クベキ者及昭和十四年度ノ徴兵檢査ノ際「トラホーム」其ノ	
西伯郡	同	同	米子市 殘部	米子市 青年學校	同	

彙報

米子市 同 年自二月十九日同

西伯郡 日吉津村

米子警察署

他ノ疾病アリタ
ル者理髮業營業
並ニ從業者

敘勳
 公立小學校長 從七位 大西孟信
 公立小學校長 漆原房太郎
 敘勳八等授瑞寶章 (十二月十四日付)
 市町村吏員異動

異動年月日	事由	市町村名	職名	氏名
昭和十四年九月二十三日	辭任	西伯郡 淀江町	助役	正八位 倉光清六
同	就任	同	町長	正八位 倉光清六
昭和十四年十一月一日	再任	西伯郡 宇田川村	助役	砂口稻男
昭和十四年十一月二日	辭任	東伯郡 古布庄村	收入役	勳七等 池口政藏
昭和十四年十一月八日	同	西伯郡 大幡村	收入役事務兼掌	勝部 廣治

同	就任	同	助役	野坂三
同	同	同	收入役	後藤 宏
昭和十四年十一月十二日	同	東伯郡 古布庄村	同	定常市 藏
昭和十四年十一月十三日	辭任	西伯郡 外江村	同	高梨長壽
昭和十四年十一月十四日	就任	同	同	勳七等 濱田幸吉
昭和十四年十一月二十一日	辭任	西伯郡 中濱村	村長	勳七等 永見功一 級 勘太郎
昭和十四年十一月二十二日	就任	同	同	岡田 虎藏
昭和十四年十一月十三日	辭任	東伯郡 西郷村	同	浦島 延藏
昭和十四年十一月二十八日	就任	同	同	福井 久右衛門
昭和十四年十一月三十日	再任	八頭郡 河原町	收入役	松本 義親
昭和十四年十二月二日	就任	鳥取市	同	八村 信三
昭和十四年十二月七日	辭任	八頭郡 社村	助役	池本 勝治

前年同月	計	日野郡	西伯郡	東伯郡	氣高郡	八頭郡	岩美郡	米子市	鳥取市	婚姻		出生		死亡		差引						
										結婚	離婚	男	女	男	女		男	女				
二九六	三三三	一九	六四	七〇	三五	四六	三〇	三七	三三	一	三	五七六	六二〇	一、八六	四六三	三五二	八二五	二六	二三	一	五	三七二
二八	二二	一	四	九	二	一	二	一	三	男	女	六五	六九	一、三四	四六七	三八九	八五	二〇	一六	一	三	三七八
五七六	六五	五六	一〇五	一三七	七三	九二	四三	四八	六〇	出	生	五八	六九	一、二〇八	四九二	三六九	八五	二〇	一六	一	三	三七八
六二〇	六九	五〇	一〇四	一三八	八二	一〇三	五六	四〇	五五	計	計	一、一八六	一、三四	一、二〇八	四九二	三八九	八五	二〇	一六	一	三	三七八
一、八六	一、三四	二〇八	二〇九	二五五	一五四	一九四	一〇二	八八	二六	男	女	四六三	四六七	一、二〇八	四九二	三八九	八五	二〇	一六	一	三	三七八
四六三	四六七	二九	九二	一〇〇	四五	七六	三九	二六	一九	死	計	三五六	四六七	一、二〇八	四九二	三八九	八五	二〇	一六	一	三	三七八
三五二	三八九	一七	八六	八九	四四	五二	四三	四一	四〇	計	計	三五二	三八九	一、二〇八	四九二	三八九	八五	二〇	一六	一	三	三七八
八二五	八五	四六	一七六	一九九	八九	二七	八二	四三	九〇	男	女	八二五	八五	一、二〇八	四九二	三八九	八五	二〇	一六	一	三	三七八
二六	二〇	一	五	二	二	一	二	八	一	不詳	計	二六	二〇	一、二〇八	四九二	三八九	八五	二〇	一六	一	三	三七八
二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	產	計	二三	一	一、二〇八	四九二	三八九	八五	二〇	一六	一	三	三七八
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	計	一	一	一、二〇八	四九二	三八九	八五	二〇	一六	一	三	三七八
五	三	四	六	三	三	四	四	二	一	差引	計	五	三	一、二〇八	四九二	三八九	八五	二〇	一六	一	三	三七八
三七二	三七八	三三	三二	六六	六五	六七	一九	四三	三五	增減	計	三七二	三七八	一、二〇八	四九二	三八九	八五	二〇	一六	一	三	三七八

人口動態一覽

昭和十四年十一月分

昭和十四年十二月二十八日

就任 同

同

同

人

昭和十四年十二月八日	就任	同	坂本兵太郎
昭和十四年十二月十日	再任	八頭郡安部村	南口良平
昭和十四年十二月十九日	辭任	鳥取市	楠城嘉一
昭和十四年十二月二十日	就任	同	井上光美
昭和十四年十二月二十二日	辭任	東伯郡倉吉町	遠藤英一
昭和十四年十二月二十三日	就任	同	宮内晴藏
同	同	同	勳七等 中川利夫
昭和十四年十二月二十五日	辭任	同	近池利勝
昭和十四年十二月二十九日	同	日野郡二都村	石江理重
同	同	同	安達章治
同	就任	同	同
昭和十四年十二月二十三日	任期滿了	氣高郡勝部村	中林雄平

備考 婚姻、離婚ノ組數ハ婚姻ニアリテハ他市町村ヨリ入りタル者及自市町村内ニ於テ離婚セル者ヲ揭グ
タル者及自市町村内ニ於テ離婚セル者ヲ揭グ

行 族 死 亡 人

◎ 取 扱 者 長 崎 市 長

一 本籍、住所 不詳 推定年齢五十四、五歳位ノ男子
一 氏名、年齢 不詳

一 人 相 丈五尺二、三寸、而長、色白、口大、髯薄キ
方、頭髮五分刈、目睛、鼻並、耳並、手足並

一 特 徵 体格肥ヘタル方ニシテ頭部、前頭部禿グ

一 著 衣 木綿縞ノ着物は黒色ノ厚巾ヲ着ス

右ハ長崎市内ヲ轉々トシテ乞食ヲ爲シ居リタル者ナルガ本

年十一月十五日頃ヨリ身体衰弱シ同市内映画館喜樂館附近

ノ道路ニ横臥シ又ハ匍腹シ居タルモ二十三日午前一時頃東

濱町四十番地木原榮六方裏軒下ニ行倒レ死亡セルヲ發見假

埋葬ニ付セリ

右心當リノ向ハ直接長崎市長ヘ照會相成度

◎ 取 扱 者 德島縣那賀郡富岡町長

一 本籍地住所 不詳ナルモ推定年齢五十七、八歳位ノ男子
一 氏名職業年齢 不詳

一 人 相 身長五尺三寸位瘡セタ方顔面長ク色薄黒シ頭
髮五分刈

一 著 衣 ナ シ (裸)

一 所持品 ナ シ

右昭和十四年十二月二十一日午前一時ニ死亡

一 變死場所 德島縣那賀郡富岡町大字石塚字中川原二番地
ノ九

一 富岡警察署ヨリ檢視官出張檢視ノ結果假埋葬ヲ爲シアリ

右心當リノ向ハ直接當該町長宛照會相成度

◎ 取 扱 者 長崎縣長崎市長

一 本籍、住所、居所 不詳男

一 氏名、年齢、職業 不詳 推定年齢五十歳位

一 人 相 丈五尺位向丸キ方、色白キ方、口大ナル方、髯
薄キ方、頭髮五分刈体格瘠セタ方、目耳手足並其他特徴

上前齋金入レ一ツ右足風毒ノ爲曲ラズ疵ノ跡アリ

一 所持品 遺留品緋單衣縞袴衣縞羽織黒モス兵子帶黒足
袋片方

右昭和十四年十二月十九日午前四時長崎市長松枝町四十二長崎

稅關庶具檢査所棧橋ニテ縊死致居候ニ付假埋葬ニ付セリ

右心當リノ向ハ直接當該市長宛照會相成度

◎ 取 扱 者 德島縣阿波郡土成村長

一 本籍及現住所 不詳

一 氏 名 不詳男齡七十四、五歳位

一 體 格 中癆中肉身長五尺四寸頭髮五分刈(白毛八分)
顔長ク蒼白目普通ニシテ充血鼻高シ口及耳稍大

一 著 衣 洗濯セシメリヤスシャツ及パ、木綿ノ古袴

纏木綿高縞ノ長着ガス茶褐色ノ合、黒ノトチ黒木
綿足袋ヲ穿ツ

一 所持品 空ノ黒草蓑口ト袖中ニ零錢銅貨アリマツチ一
個纏製ノ杖タタル一筋比ノ小切ニ特徴ナシ

右ハ昭和十五年一月八日管下阿波郡土成村字田中百七十番ニ疎
死致シ居候ニ付假埋葬取計ヒ置キ候條心當リノ者ハ當該村長ニ
申出ヅベシ

◎ 取 扱 者 德島縣麻植郡森山村長

一 本籍地現住所氏名 不詳女

一 人 相 推定年齢三十五、六歳位体格中身長四尺七、
八寸頭髮斷髮顏丸クテ色黒ク口小サク耳普通鼻低クシ
テ一見精神病者ト推定ス

一 著 衣 黒茶色着物一枚赤黒色首巻一枚赤ナル腰巻三枚

一 所持品 一金二錢

右昭和十四年十二月十二日麻植郡森山村大字内原字西張麻名用
水北郡幹線堤防ニ沿ヒタル桑園ニテ凍死候ニ付假埋葬致置候條
心當リノ向ハ當役場ヘ申出ラルベシ

◎ 一月十七日発行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

一 産業報國運動の新展開

一 國民學校制

(厚 生 省)
(文 部 省)

代用燃料の話 (廣 工 省)
大陸の衛生(上) (陸軍省醫務局)
日ソの國交調整 (外務省情報部)
戰時統制物資講座(八) (商 工 省)
附錄 支那事變職局及内外情勢經過一覽
大サイA2判 (週報ノ約八倍大)

寫眞週報第九十九號掲載内容

一 表紙 スキーを穿く東北の乙女

一 豆水兵は寒かないよ！海洋少年少女團の艦上訓練

一 江南の春近し！舊正月を前に支那の農民たちはどんな生活
をしてゐるだらうか

一 戦友はまだ戦つてゐる！北京衛戍醫院に戦病の身を養つて
ゐた勇士たちは傷病も癒え捲土重來の意氣に燃れて再び第
一戦に征く

一 陸軍始觀兵式！代々木原頭にて

一 ヘルシンキ爆撃に晒さる

一 兒童科學室！勝どき可動橋東洋一の跳上り橋勝どき可動橋
の科學的解説

一 漫画！非常時ウイスタースポーツ

一 カメラのいたづら！續大キイの小さくなつて小さいも
のが小さくなかつたら

一 讀者のカメラ

正 誤

昭和十四年十二月十五日付鳥取縣公報第一、〇九〇號及同年十二月二十六日付一、〇九三號掲載ノ保安林編入並解除告示中左記箇所ハ誤謬ニ付訂正

第九十號五頁七行目上段陰ハ陰八行目枋ハ朽ノ誤リ七頁一行目ノ大字削除

第九十三號二十六頁十四行目五段編入面積トアルハ要編入見込面積ト訂正十六行目下段國安ノ右
上ニ大字ヲ馬場ノ下ニ鳥取市ヲ十八行目下段國安ノ右上ニ大字ヲ押入ス三十一頁十行目下段ノ住所
氏名三十三頁九行目ハ削除ス三十五頁九行目二段五八一ハ三八一三十七頁二行目二段二五三ノ七一
ハ二三三七ノ一三十九頁十行目二段二〇四ノ次一ハ二〇三四ノ次一四十三頁一行目秋ハ明ノ誤リ

彙 報 第三十七號

事 變 特 報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

目 次

- 暴利取締令の改正……………(經濟警察課) 二頁
- 木炭配給統制規則……………(林務課) 二頁
- 商業調査と工業調査について……………(統計課) 三頁
- 電力調整令(承前)……………(保安課) 六頁
- 昭和十五年に於ける國民精神總動員運動(時局課) 三頁
- 町村勞務動員協議會……………(社會課) 三頁
- 昭和十五年に於ける鐵道乗車に就て……………(庶務課) 三頁
- 昭和十四年臨時國勢調査指導員並國勢調査員に
京都御所並新宿御苑の拜觀……………(統計課) 三頁
- 民族優生……………(衛生課) 三頁
- 青年學校の集團勤勞作業……………(社會教育課) 四頁
- 犯罪豫防上の注意……………(刑事課) 四頁
- 遺族家族の保護指導に囑託の利用を勸む(社會課) 四頁
- 起て! 青少年……………(同) 四頁
- (分村運動について)……………(同) 四頁

戦力總の心和大に制統



暴利取締令の改正

物價の暴騰といふことが如何に國民生活の安定を害し、ひいては戦争遂行上重大な障礙を興ふるに至る爲政府は從來種々の品目について公定價格を定める等、いろいろの方策を講じてこれが抑制に努めつゝあることは既に度々述べた處である。然るに我國の物價は聖戰目的達成上必要な生産統制や配給統制に伴ふ品不足につれて逐次騰貴の趨勢をとり、特に昨年九月歐洲に戦亂が勃發してからは益々その傾向が激しくなつて來て、從來の方策のみでは到底その安定を確保することが困難であると豫想されるに至つたので、政府は昨年九月十八日の現在を以て一ケ年間すべての物價のオールストップ

を命じ、この間に各般に渉る統制の準備を期することとしたのである。ところが公定價格のないもの、例へば鮮魚や野菜類などの食料品がグン／＼値上りの氣配を示して居り、また公定價格はあつても値上げなどのデマが飛ぶど買占や賣惜みの傾向が現れると云ふ有様である。マツチ等はその例である。

このやうなことは國民生活を攪亂する恐るべき不徳行爲であるから、今後斷乎としてこれを取締ることとなり、昨年末の十二月二十六日を以て「暴利行爲等取締規則」が公布せられ、即日施行せられることとなつたのである。次にその概要について解説することとする。

あらゆる物品の暴利を取締る。これまでの暴利取締令では、取締ることの出来る物の範圍を省令で定めてその範圍で取締つてゐたのであつて、大正六年の舊令ではその種類が八品目に限られてゐたが、其の後數回の改正があり、殊に今次事變後いよ／＼追加されて二十九品目となつてゐたのである。しかし事變

下の國民生活の安定を期する爲には、無限に種類のある物品にこのやうな制限に従つてゐては到底その目的を達することが出来ないもので、今回の改正ではこの制限を撤廢して廣く物品全部あらゆる物品全部について暴利行爲を取締ることとなつたのである。

戒告 抜き 處罰

暴利行爲等取締規則の第一條には「何人ト雖モ暴利ヲ得テ物品ヲ販賣スルコトヲ得ズ」となつて居り、萬一これを犯した場合は三ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられるのである。

この違反の場合從來は商工大臣又は地方長官から一たん戒告を發し、またその物品の取引について條件をつけ、その戒告に違反した場合に處罰することになつてゐたのであるが、これでは「戒告されるまでは大丈夫だ」といふやうな法の寛大さにつけこむ惡徳商人が相當あつて、折角の暴利取締令も比較的效果があがらない憾あつたので、今度の改正で今後は戒告なしに

直にその行爲に對して處罰し得ることとしてこれが取締りを強化することとなつたのである。

買占、賣惜みの處罰

取締規則第一條第二項には「何人ト雖モ暴利ヲ得ルノ目的ノ買占若ハ賣惜ミヲナシ又ハ物品ノ販賣ヲ媒介スルコトヲ得ズ」となつてゐて、公定價格が上るだらうとか、物がなくなれば暴騰するだらうとかの豫想から賣惜み又は買溜をする處罰されることとなつたのである。

從來の取締令では矢張り商工大臣又は地方長官が一たん戒告を發し、それに違反して買占、賣惜みをした場合に處罰することになつてゐたのであるが、今度は暴利を得る目的で買占、賣惜みをした事實があれば戒告なしに直ちに處罰し得ることとなつたのである。

その罰は前と同様三ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金である。

「媒介スルコトヲ得ズ」とはいはゆるブローカーについても暴利行爲を禁止したものである。

九・一八價格、公定價格等の

物品は除外

九・一八價格、價格等統制令第七條の規定による公定價格、其の他の法令による販賣價格、或は行政官廳が定めた販賣價格により物品を販賣する場合、或ひはそれ以下の價格で販賣する場合は、この規則の第一條第一項の暴利販賣禁止の規定を適用されないことになつてゐる。これは九・一八價格或は公定價格で販賣した場合でも暴利が存在する場合もあるから、その場合には暴利取締令で取締り得るといふ解釋が從來成立してゐたのであるが、今後はそのやうな解釋が成立つ餘地がないやうに第五條に明記されたのである。

公定價格や九・一八價格、その他法律で指定した價格以上に高く賣つた場合はどうなるかと云ふと、この場合もこの規則の違反とはならないが、この場合は價格等統制令違反即ち國家總動員法違反となつて、三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金といふ重い處罰を受けることとなるのである。

公定價格品の買占、賣惜みの處罰

前項の九・一八價格、公定價格等のある物品販賣の除外といふのは、それは暴利販賣だけの事であつて、買占、賣惜みについては第一條第二項の規定が適用される。つまり公定價格のある物品でも暴利を得る目的で買占、賣惜みをすればこの規則によつて處罰されるのである。

現在の戒告は有效

今度の改正で戒告はなくなつたのであるが、現在すでに戒告處分を受けてゐる者は、依然戒告として效力を残す。また現在戒告處分を受けてゐる者が十二月二十六日以後に戒告處分違反の行爲をした場合には、改正規則第一條によつて處分される。

一般の消費者には適用されない

この取締規則は暴利を得て販賣すること、又は暴利を得る目的で買占、賣惜みをする事、或は不當の報酬を得てブローカーをやることを禁止したものであるから、商工業、農林水産業等のいはゆる業者を對象とするのであつて、一

00983

般の消費者には適用されないものである。
しかし處罰されないからといって買溜、賣情
みをしてよいといふのではないことは云ふま
でもない。一人々々の消費者が買溜をした爲に
經濟界全般がどれ位悪影響を蒙り、ひいては遂
には買溜をした消費者自身が多大の損害を受け
ることとなることを深く反省せねばならないの
である。業者に對して斷乎たる處罰を以て臨む
以上、消費者もこんな惡徳行爲を廢して、國家
の經濟政策に協力すべきことは當然である。



木炭配給統制規則に就て

最近に於ける木炭需給の逼迫に鑑み、其の配
給の調整圖滑を爲るため昭和十四年十二月十九
日附農林省令第六十八號によつて、木炭配給統制

規則が公布せられ、同月二十五日から施行せら
れてゐる、依つて今後木炭の縣外移出は總べて
本則に従はなければならぬのであるが、其の
要項を記せば次の如くである。

- 一 鳥取縣に於て生産せられた木炭にして、
蒸化法に依るガンリン代用木炭は大阪、兵庫
の二府縣、其の他の木炭は福井、京都、
大阪、兵庫、島根、岡山、廣島の七府縣以外
には移出することは出来ないことになり、又
本縣を消費地として本縣向出荷をしてもよい
ことになつてゐるのは島根、岡山、廣島の三
縣である。但し、自家消費、御料用、軍需
品其の他一般官廳用、博覽會用、共進會用、
試験用、贈答用等特別の事由に依り、地方長
官の許可を受けた場合は指定府縣以外にも移
出することが出来るやうになつてゐる。併し
其の場合にも一回五俵以下に止められてゐる
- 二 地方長官が縣外移出木炭について移出す
る者を指定した場合は、その指定者以外の者
は縣外移出をすることは出来ない。但し前に

00984

述べた特別の事由に依る場合、許可すること
になつてゐる。

三 農林大臣に於て必要ありと認める時は、
木炭の生産者、商人、其の他取扱を爲す者又
は木炭組合に對し木炭の販賣先、買入先、賣
買方法其の他に關して木炭の配給統制上必要
なる命令をなすことがある。尙地方長官も特
に必要ありと認めるときは農林大臣の許可を
受けて前述の農林大臣と同様な命令をなすこ
とが出来るので、目下緊急逼迫の折柄でもあ
り地方長官は之を實行に移すことになるであ
らう。

四 農林大臣又は地方長官必要ありと認むる
ときは、木炭の生産者、商人其の他取扱を爲
す者又は木炭組合に對し、木炭の配給統制上
必要なる報告を徴し、又は係員をして帳簿其
の他倉庫等を検査せしめることが出来る。

() () ()



商業調査 工業調査 について

我國商工業の實態を明かならしむる目的を以
て、昭和十四年九月資源調査法に基づき、商業
調査規則及工業調査規則の二つが商工省令第
四十八號で公布せられ、商業及工業調査をなす
こととなり依つて本縣に於てもこの兩規則の施
行細則を同十四年十月三十一日附を以て發布せ
られ、其の萬全を期してゐることは既に周知の
ことである。即ち昨年末現在によつて其の第一
回調査が實施せられ、工業調査票は本年一月末
日までに、商業調査票は二月末日までに受持區
域の各調査員に其の調査票を提出することにな
つてゐるのである。今兩調査の内容について其
の概要を記すこととする。

今回制定せられた商業調査の趣旨は、物資配給機構の改善、物價騰貴の抑制と云ふことが戦時經濟政策の樞要な方策であつて、之が爲には物資配給、價格形成の職能を擔當する商業者の實情を明にする必要があるからであつて、商業者の中卸賣業者に限り調査することとなつてゐるが、其の理由は卸賣業者は物資配給の根幹的部分を占め、従つて配給統制、價格規正等の直接の對象となるものであり、其の經營及配給の状況を明かにすることが差當り最も必要を生じた爲である。

この商業調査規則により調査票を提出すべきものは卸賣を業とする者で、卸賣を業とすると謂ふのは反覆繼續的に行ふ意思を以て卸賣をしてゐるものを指すのである。本業として行つてゐる場合は勿論他に本業があつて卸賣業務は兼業として行つてゐる場合も含むのである。

卸賣業者は商業調査員より配付する調査票三通に毎年該當事項を調査記入し、二月末日までに營業所々在地の市町村長に提出する義務があ

るのである。

次に工業調査については、近時我國工業は大規模の工場によるものが著しく發達して來たと言へ、尙中小工業に屬する工場、作業場の數は極めて多く其の生産額は相當に上り、特に雜貨貿易は中小工業に負ふもの多きにも拘らず、我國全工業の事情は不明であるのでこの際生産力擴充、輸出振興による外貨の獲得等の國策線に小工業を動員する爲之に關する資料を急速に整備する必要が認められ、今回從來の工場調査規則を廢して、新に工業調査規則を制定し、假令従業者一人のものでも亦家族のみで作業をして居る様なものでも調査することとなつたのである。

今回改正の工業調査規則と従前の商工省統計報告規則及工場調査規則とを對照すれば、從來商工統計調査員が調査してゐたものを、市町村長又は工業調査員から配付する用紙に記入して申告する様に改正せられ、五人以上の職工を使用する工場に於ては從來の工場調査規則により

て申告した通り市町村長又は調査員より配付する用紙に夫々記入して申告すればよいのである。工業調査規則により調査票を提出すべき者は前述の如く工業を營む限り假令従業者一人のものでも亦家族のみで作業をして居る様なものでも皆調査せられるのであつて、提出すべき調査票は甲乙丙の三種類に分れてゐる。

調査票甲を提出すべき者は常時五人未満の職工（工業主又は之と雇傭關係のない職工の作業を爲すものを含む）を使用する工業主である。

調査票乙を提出すべき者は常時五人以上の職工（工業主又は之と雇傭關係のない者で職工の作業を爲すものを含む）を使用する工業主である。

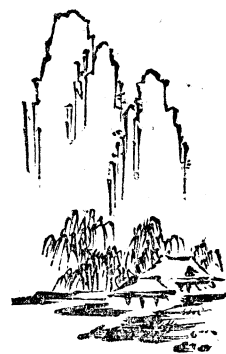
調査票丙（工場平面圖共）を提出すべき者は常時五人以上の職工を使用する工場の内特定せられた工場の工業主である。

工業主（作業場主を含む）は工業調査員より配付する夫々の調査票三通に該當事項を記入し、一月末日までに工場所在地の市町村長に提出す

る義務がある。而して調査票丙は第一號乃至第七號の七枚より成つてゐて、第一號より第三號までは各四通を作成して工場所在地の市町村長に、第四號より第七號までは各三通を作成し且つ工場平面圖三通を添付して、二月末日までに直接縣廳統計課に提出するのである。

以上兩調査は全部業者が申告する様になつてゐて、其の調査内容も相當複雑になつてゐる點がある。各申告義務者は、時局下國策遂行に協力する心組を以て市町村當局並に調査員の方々の指示に従つて本調査の萬全を期して頂きたいのである。尙この調査は資源調査法に基づくものであるから萬一命せられた申告を爲さず、又は虚偽の申告を爲した者、當該官吏又は吏員の職務執行を拒み、妨げ若は忌避し、調査資料の提供を爲さず若は虚偽の調査資料を提供し又は質問に對し虚偽の陳述を爲した者、當該官吏若は吏員又は其の職に在りたる者職務執行に關し知得したる個人又は法人の業務上の秘密を漏洩し又は窃用したときは、資源調査法の規定に

よる罰則が適用せられることになつてゐるから充分注意をして必ず期限内に正しく申告せられんことを望む次第である。



電力調整令 (承前)

(四) 電力調整令の内容

(一) 電力の需給調整の實態を爲す命令に關する規定

イ、電力消費者に對する命令

電力消費の抑制は電力の需給状況に即し、不急不要の程度に應じて公平になさるべきものであるから、逓信大臣が電力の制限禁止をする場合は一般的に地域、期間、用途を指定してこ

れをなすものであつて、特定の人に對して特別の消費制限を命令するが如きことは爲し得ない建前となつてゐる。
しかし電力の消費規正に當つては電力の全需要を區分して、次の通り優先配電せられることになつてゐる。

- 一 軍 直接工場
- 二 軍 管理工場
- 三 生産擴充計畫により指定された物資の製造工場
即ち鐵鋼、石炭、輕金屬、非鐵金屬、石油、代用燃料、工作機械、船舶、鐵道車輛、自動車、曹達及工業鹽、硫安、バルブ、羊毛の十四品目
- 四 輸 出 産 業
- 五 交通々 信 事業
- 六 平和産業及び家庭用電力
- 七 裝 飾 用 電力
- ロ、電力供給業者に對する命令
供給業者に對しても軍需計畫產業に對する優

先的供給を確保し、不急不要の用に對しては制限禁止の方途をとるのであつて、又供給力の増加に關しては發電所、送電線の建設命令を發する等電力管理法、日本發送電株式會社法の適切な運用に俟つことにしてゐる。

ハ、電氣鐵道事業者又は自家用電氣工作場施設者に對する命令

コ、にはいはゆる自家用電氣工作物施設者とは電氣事業者以外の者であつて、發電設備送電設備等の電氣工作物を施設してゐる者をいふのである。さて電氣鐵道事業者とか自家用電氣工作物施設者とかは、元來他に供給する目的を以て電力の生産輸送を爲してゐる者ではないけれども、國家總動員目的のために電源の綜合的活用を圖る爲に、必要に應じてこれ等の者をも電力動員に協力せしめることとしたものである。

ニ、電氣機械器具その他電氣に關する用品又は裝置に關する命令

電力動員實施に當つて、電氣事業者や自家用電氣工作物施設者の有する電氣機械、器具を最

も有効に活用し、その最大効率をせしめて電力供給の圓滑を圖り、併せて資材の節約に資する爲これ等をして他の適當なる事業者に之を賃貸せしめ、或は他に讓渡せしめる等の措置を講じ得ることとしてゐる。

(二) 電力需給調整に伴ふ利害關係の調整に關する規定

イ、關係者間の協議及逓信大臣の裁定に關する規定

以上の命令を實施するに當つて供給受電設備を施設する等工事を伴ふものがある場合、當該工事費用を供給受電兩者間に於て分擔せしめるためにその分擔につき協議を命じ、協議が調はぬときは逓信大臣が裁定することとして關係者間の利害の調整を圖ることとしてゐる。

ロ、電氣料金その他供給條件に關する命令
電力の消費を制限したり、電力の供給を強制したりする場合に、その電氣料金料率について變更を要するに際して、事態の性質上當事者間に於て適當な條件を定めることが困難な場合に

00989

當局より進んで指示を與へることになつてゐる

ハ、損害の補償に關する規定
電力需要者が電力制限を受けた爲に生ずる間接的損害は、その制限禁止が一般的に爲され、大體公平に犠牲を負担するのであるから、戦時に於ては當然受忍せらるべきものとして損害補償の責に任じないことになつてゐるが、(一)のロ、ハ、ニ、に依る處分に因る損失は補償することになつてゐる。

(三) 電力調査委員會に關する規定

電力調整の實施は、社會經濟上各般に重大且つ複雑な影響を及ぼすので、之に關して官民一致協力して適切なる實施方を考究する爲本令施行に關する諮問機關として電力調整委員會を置くこととしてゐる。

電力調整委員會は中央と地方の二種とし、地方は關東、中部、近畿、中國、四國、九州、東北、北海道の八地帯に置き、所管遞信局長の諮問に應せしめるものであつて、委員會は關係各廳官吏、學識經驗者、電氣事業者、電氣需要者

等各方面の權威代表を網羅し、消費規正の基準その他重要事項を調査審議せしめるものである。尙本令中には規定してないが、本令の規定に基づき命令に違反したものは、國家總動員法の規定に依つてそれ〴〵處罰せられるものである

x.....x.....x.....x



昭和十五年に於ける國民精神總動員運動

昭和十五年に於ける國民精神總動員運動は、曩に國民精神總動員委員會に於て決定せられた各種方策の具體的實踐を更に一層強化擴充すべきことは勿論であるが、此の年は又支那事變の處理と國際情勢の轉移とをめぐつて帝國々運の隆替を決する重大なる時機に直面し、國民の日常生活には一段の困難の加はるべきことが豫想

00990

とられるので本運動の飛躍的発展を圖る必要がある。

加ふるに恰も光輝ある紀元二千六百年に相當するを以て、此の意義ある年を期して愈々強力日本態勢の強化を圖り、東亞新秩序の建設を推進する爲、強力政治を斷行すると共に益々堅忍持久の精進を振起し、舉國不動の決意を以て事變目的貫徹に邁進すべきである。之が爲に國民精神總動員委員會は昨年十二月七日を以て次の「昭和十五年に於ける國民精神總動員運動實施方針」を決定した。こゝにその大要を逐條的に説述することとする。

一 肇國の大理想と光輝ある國史に基き、東亞新秩序建設の世界的意義を強調して、益々勇往邁進の氣魄を昂めること。之が爲には現下世界情勢の推移と、日本を中心とする東亞の歴史文化等に對する國民の認識を一層深める方法を講ずると共に、新東亞建設の意義の闡明に努めること。

この昭和十五年は紀元二千六百年であり、又

更生新支那中央政權の誕生と共に、對處理が重大なる一步を踏み出す年であるから、國民精神總動員も先づ此處に出發點が置かれなければならない。國民精神總動員の先行要件が時局に對する正確な認識であることは云ふまでもない。しかも現下の日本の姿を認識する爲には、日本を中心とする東亞の歴史を明確に把握する必要がある。國史の中に流れる肇國の大理想を自覺することこそ、東亞新秩序建設の國民的氣魄を産む根元である。

二 舉國一體たるの國民的信念を益々昂揚すると共に、皇運扶翼の奉公精神を國民の日常生活の間に具現するに努めること。特に戦時重大時局の眞義を忘却せる非國民的行爲の潜行及び一切の不健全現象を根絶し、戦時國民道德の確立により、東亞の指導的立場にある大國民的道德の具現を期すること。

目下戦時下であるに拘らず不健全な現象が處々に見受けられ、法令に依る抑制や權力に依る

彈壓がなければ非國民的行為が跡を絶たず、不健全現象が根絶しないといふことは誠に遺憾千萬である。この際皇運扶翼の奉公精神を一層強調し、これが國民の日常生活の間に實現されて行くやう努めなければならぬのである。戦線に於て君國の爲に一身一家を忘れて莞爾として敵彈に斃れる崇高なる愛國心を、直に銃後に移して私利私慾の一切を捨て、公に奉ずる戦時下國民道德の確立こそ、國民精神總動員の基本要件である。

三 經濟統制の強化に伴ひ國民の經濟生活に及ぼす影響益々大なるべきを以て、不撓不屈如何なる困苦缺乏にも堪へるの精神力を振起すると共に、公私生活の全面的且徹底的刷新を斷行するため、興亞生活運動(假稱)を強力に展開すること。

本年は内外各種の事情から經濟統制の強化されることは必須の趨勢であつて、國民の經濟生活の上にも一層の困難が加はることが豫想される。従つて國民精神總動員運動に於て、この新しい

事態に對處する方途が講せられなければならないのである。之が爲には一方に於ては如何なる苦難に對しても敢然としてこれを克服する堅忍持久の精神を一層振起すると共に、他方これと併んで物資の徹底的な消費節約を圖る爲、公私生活の全面に亘つて徹底的な刷新を斷行する必要がある。これを假に「興亞生活運動」と名づけたものである。

公私生活の刷新については昨年の國民精神運動に於ても重要な位置を占めてゐたものでありその實際上の刷新項目に就ては種々意見もあるであらうが、しかし要は理論より實行である。殊に本年は簡素生活の實踐は絶対必要の要求であり、これが悪性インフレーションを未然に防止する不可缺の要件である。

四 事變處理の進展に伴ひ思想國防の重要性益々加はるべきを以て、言論機關、社會教育機關等の活動を促進し、國論の統一強化を圖ると共に、一層民意を暢達し、眞摯なる國民の聲を充分政府の施策に反映せしめ

官民一體難局の打開に邁進する様方途を講ずること。

戦争の長期化に伴ふ國民の戦争に對する熱意の冷却と、物資不足に對する國民の不平不安とから來る間隙をねらつて、國民の精神的團結を切り崩さうとする處の内外からの強力な思想戦が攻撃の戈を向けることはその一例である。この目に見えない思想戦攻撃が最も恐るべき國民の敵であることに思想國防の重要さがある。この思想戦に對する國論の統一強化、民意の暢達、眞摯な國民の聲を政府の施策に反映せしめる等、努むべき幾多の手段が講せられねばならぬ。

五 事變の長期化に伴ひ銃後の熱意漸次減退する虞あるを以て此の際一層之に對する國民の關心を深め、前線銃後一體たるの國民的信念を昂揚して軍事援護の完璧を期すること。

熱し易く冷め易きは我が國民性の一大缺陷である。この國民性に充分の注意を拂ひ、前線と

銃後とをしっかりと結びつける方途を講じて軍事援護に一層遺憾なきを期することは國民精神總動員の主要なる一面である。

六 國民精神總動員運動の實績を一層効果的ならしめる爲、地域別、職場別、團體別の實踐網を整備強化して極力其の活動を促進すること、特に各種の同種團體の統合整理を斷行すること。

國民精神總動員の趣旨を國民の各人にまで徹底させ、之が實踐を確保するためにはその實踐網を整備しなければならぬ。地域別、實踐網としては町内常會、部落常會その他下部組織の隣保班、隣組、五人組等が整備されつゝある。職場的實踐網としては工場、鑛山等に於ける産業報國會又は生活刷新班の如きものがその代表的のものである。かうした横の實踐網が縦にも一つの糸に繋がることによつて、眞の意味の實踐網組織が出来上り、之によつて上意下達、下意上達が達成せられるのである。尙この組織を完備するためには各種の同種團體の整理統合を斷

行されねばならないのである。

七 都市に於ける國民精神總動員運動の實績は未だ不充分なるものあるを以て、他の方面に及ぼす影響の甚大なるに顧み、特別な徹底對策を講ずること。尙ほ社會の指導的地位に在る者並に殷賑産業關係者に一段の注意と實踐を促すこと。

國家總力戰を戦ひつゝある時、都市の住民、社會の指導的地位にあるもの、又は殷賑産業關係者の中に精動精神の不徹底の傾向があることは一般社會の不平や不安を醸成する根本原因となるものであつて、之を徹底的に除去することが國民精神總動員の徹底を期するための先決要件である。之が爲には政府の適切強力な施策の發動を要することは云ふまでもないが、國民精神總動員運動の領域に於ても之に對する徹底的な對策を樹立して、これ等の方面の人々に對しても強い自肅自戒を要求することが肝要である。

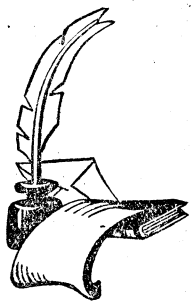
以上昭和十五年に於ける國民精神總動員運動

の實施方針の概要を説明したのであるが、之を要するに今年日本國民として誠におめでたい年ではあるが、同時に斷じてお祭氣分に浮かれてゐることの出来ない苦難の年であるから、我々國民は本當に眞剣に覺悟を決めてかゝらねばならないのである。又思想戰の立場から見ても、我が國は正に重大な局面に立つものと思はれる。今次聖戰の最終の勝利を決する鍵は實に國民各人の胸三寸にある。目前の利害と些少の生活上の苦難のために悲鳴をあげて、悔を千載に残すことのないやうに、本當に我々は肚をしつかり据ゑてかゝる必要があるのである。

●—x—●

金の死蔵を

止めませう



町村 勞務動員 協議會

曩に政府に於て勞務動員實施計畫を樹立せられ、その計畫完遂を期する爲各町村單位(全部事務組合町村にありては組合單位)に町村勞務動員協議會を設置して町村長が之を主宰し、所轄職業紹介所長協力指導の下に、勞務動員の對象となるべき時局産業に對する勞務の供出に協力し、且つ町村に於ける各種團體、組合等と緊密なる聯繫を保持して勞務動員計畫實施の円滑なる遂行について其の中心的推進力となつて活動することとなつてゐるが、縣では之が經費として町村に對し三十圓乃至七十圓以内の補助金を交付することとしてある。

本協議會は町村に於ける常設機關として組織し、町村吏員中にこれに關する常務を擔當する職員(職業係)を定めこの協議會に出席する者

は職業紹介所聯絡委員、學校長及學校職員、警察官吏、區長、方面委員、男女青年團役員、在郷軍人會役員、愛國婦人會、國防婦人會等婦人團體役員、經濟更生委員會、産業組合、町村農會其の他産業團體役員、職業に關する團體の役員其の他適當と認むる者より選定する。協議會出席者數は十五名乃至二十五名程度とし、其の一部は協議會開催の都度協議事項の内容に依つて變更し得るものであつて、協議會開催に際しては町村長は職業紹介所長と協議し、又職業紹介所に於て必要ありと認める時は町村長と協議して開催する事になるのである。

協議會は年四回以上必ず開催するものであつて、協議事項は大體

イ 勞務動員實施計畫の趣旨徹底に關する事項

ロ 供出人員の概定に關する事項

ハ 要員の充足並に保護に關する事項

ニ 其他勞務動員上必要なる事項
である。尙この勞務動員協議會はその指導又は

00995

主催を以て部落常會、懇談會、講演會等を開催し得ることとなつてゐる。



昭和十五年 に於ける 鐵道に乗車して 就いて

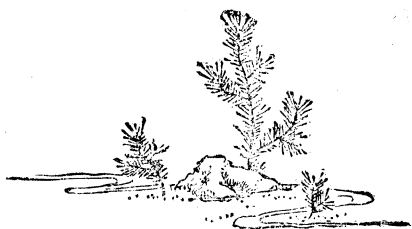
最近鐵道旅客の激増に依つて、各地方とも益々列車の混雜がはげしくなり、殊に昭和十五年は紀元二千六百年にあたる爲、各種奉祝事業の催しと共に、鐵道を利用する旅客も更に輻輳することと想像せられる。

就ては本年中大量の鐵道輸送團體旅行、招魂祭、博覽會、共進會、大會、總會、講習會等を開催する場合には、その主催者に於て少くも二ヶ月以前に關係運輸當局と緊密な聯絡をとることになつてゐるから、乗客方面に於てもよくその趣旨を諒知し、關係驛と聯絡して支障を來さ

ぬやう留意せられたい。
尙鐵道省運輸局では、聖地參拜團體の取扱方について大要左の通りに決定せられてゐるから參考の爲記して置く。

- 一 昭和十五年は聖地參拜團の輸送の圓滑を計る爲、其の他の一般團體は出來得る限り制限する方針である。
- 二 聖地參拜團は其の申込期日を前々月十五日を以て締切とする。
- 三 聖地參拜團體の目的は檀原神宮、伊勢神宮、宮崎神宮（九州一圓發のものに限り）に限り、更に旅行々程も制限して出來得る限り鐵道輸送能力の活用に努める。

00996



昭和十四年臨時國勢調査 指導員並に國勢調査員に 京都御所並 新宿御苑 の 拜 觀

宮内省に於ては今回特別な取扱により、昭和十四年臨時國勢調査指導員並に國勢調査員に對し、本年一月より十二月に至る一箇年の間に於て京都御所、新宿御苑の拜觀を差許されることとなつたので、其の旨昨年十二月二十八日付を以て縣下各市町村長に對し移牒せられてゐるが、拜觀に關して充分留意を要する點を示すと次の如くである。尙拜觀願出の場合に於ける期日は充分餘日を存し、願書は縣廳を經由差出すこととなつてゐる。

一 拜觀願及拜觀者名簿の提出

- 1 拜觀願（所定書式による）は一通、拜觀者名簿（所定書式による）は四通、但し京都御所又は新宿御苑何れか一方のみを拜觀する場合は三通を市町村長に於て作製し縣廳を經由差出すこととなつてゐる。
- 2 拜觀を希望する日限は少くも十日間以上の期間とすること、但し右日限中に特に拜觀を希望する日を附記することは差支ないこととなつてゐる。
- 3 拜觀願は遅くとも拜觀希望の日より十五日以前に内閣統計局に到達したものに限られてゐる。

二 拜 觀 人 員

拜觀人員は十五名以上の團體とすることになつてゐる。（少數の場合は他市町村の分と合し一團體とすることは差支へない）

三 拜 觀 心 得

服装は非禮に互らざる程度（洋服を便利とする。和服の場合は袴を着用すること）にし

00997

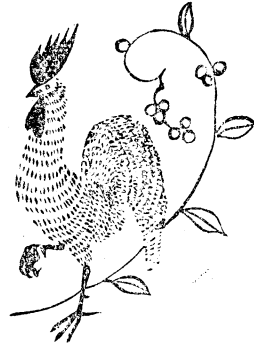
て履物は成るべく靴又は草履を用ひ齒の付きたるものは之を避くること。拜觀差許されたる上は取消し又は不参なき様留意し晴雨にかかわらず拜觀すべきことになつてゐる。

尙詳細は市町村役場につき照合せられたい。

×—× —×— —×—

民族優生

△民族優生の要



我が國の人口は年々百萬前後の増加を見つゝあるけれども、一層これを深く考へるとこれは死亡率の減少によつて自然増加の傾向を維持しつゝあるのであつて、出生率に於ては近年減少しつゝある事は前に述べたが、これは

我國の人口問題上實に由々しき重要問題であつて、大陸伸展の我が國策から云つても益々留意を要することである。

しかし此處に又考へねばならぬのは民族優生の問題である。人口の増加は實に國力發展上根本的に大切であるがその増加すべき人口は劣悪低級なものであつてはならないのであつて、最も純良優秀な者の増加でなくてはならない。

文化の發達した今日に於ては各國とも種々の社會的保護施設が整備する結果、文化の發達しない時代に於ては自然淘汰によつて當然滅ぶべき先天的な弱質者も國家の保護を受けて生存ししかも家庭生活も營んで多數の劣弱な子孫を残すと云ふ所謂文化の進展による民族の逆淘汰を來すことともなるのであつて、勿論既に生れ出でた者に對してはそれ／＼の社會施設によつて保護しなければならぬのであるが、他方先づかゝる劣悪な遺傳質を有する者の増殖は努めて阻止するやうにしなければならぬのであつて、これが即ち民族優生方策の必要なる所以である。

00998

△遺傳

「玉磨かざれば光なし」といふ通り、優秀な素質の者も適當な訓練を施さなければ凡人として終り、遺傳的素質の稍々低いものも熱心な訓育と努力によつてはその個人は或程度社會的に有用な人間となることも出来るのであるが、しかし遺傳的素質の低い個人が努力してもある程度よい人間となることが出来ても、その人の遺傳質そのものを向上させることは不可能であつてその人の子孫の訓育にも亦非常な努力を要することになるのであるから、どうしても民族の素質を向上させる爲には現存の優秀健全な人々の増加を計り、劣悪な遺傳質の者の減少乃至は絶滅への方策を講ずる必要があるのである。瓦礫は如何に磨いても到底寶石とする事は出来ないやうに、遺傳質の悪い白痴や痴愚は如何に教育しても一人前となることは出来ないで、一生社會の重荷となるばかりでなく、その子孫には更に白痴等が多數に生れて永遠に劣悪な素質を遺傳して民族の平均素質を愈々低下せしめるので

△民族優生方策

以上によつて民族優生に關する方策の必要であることを述べたのであるが、次にその手段の重要なものについて略述しよう。

(一) 民族優生の多産の獎勵

既に「我が國の人口問題」の稿に於ても記したやうに、我が國に於ける出産率減少の傾向の重要なる一原因は知識階級の少産である。

民族の優生を圖らうとするならば人格・知能・身體共に優秀健全なものによる出産が最も必要なのであるが、現在多くの知識階級は經濟的理由から婚期を遅らせ、又は遅れざるを得ない事情にあるのであつて、この知識階級に於ける婚期の遅延を打破することは民族優生上の一重要事項である。中には個人的享樂の爲に結婚を遅らせたり、或は結婚しても産兒制限を企てる者のあるのは甚だ遺憾に堪へない。我々は優秀健全な多數の子孫を残して第二第三の國民による將來の日本國家を擔當せしめることが日本國民